

関税率表解説改正

新	旧
第 21 部 美術品、収集品及びこつとう	第 21 部 美術品、収集品及びこつとう
第 97 類 美術品、収集品及びこつとう	第 97 類 美術品、収集品及びこつとう
<p>注</p> <p>1 ~ 3 (省略)</p> <p>4 <u>(A)</u>この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p><u>(B)</u>第97.06項には、この類の他の項の物品を含まない。</p> <p>5 (省略)</p>	<p>注</p> <p>1 ~ 3 (省略)</p> <p>4 <u>(a)</u>この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p><u>(b)</u>第97.06項には、この類の他の項の物品を含まない。</p> <p>5 (省略)</p>
総 説 (省略)	総 説 (省略)